

## 本日検討する論点について

### 第 1 手続追行要件ないし対象事案について

#### 1. 手続追行要件

##### (1) これまでの議論の整理

- ① 今回検討する制度は、消費者と事業者との構造的格差等により、個々の消費者が個別に訴えを提起することによっては被害救済を図ることが困難な事案があることに鑑み、多数の消費者の給付請求権をできる限り糾合して、消費者一人当たりの費用等の負担を軽減するとともに事案全体の解明を容易にするなどして、実効的な被害回復を実現しようとするものである。

具体的には、一段階目の手続において、多数の消費者に共通して被害を及ぼした事業者等の行為の法的評価について判断し（独立した上訴を認めて確定させる。）、それを踏まえ、二段階目の手続において、手続に加入した消費者が被った損害の有無及び額等について判断し、全体として個々の消費者が有する給付請求権の存否等を判断しようとするものである。

このようなことから、本制度では、まず、多数の消費者において（多数性）、同一又は同種の事実上又は法律上の原因に基づき被害が生じていること（共通性）が要件として必要となる。このうち、多数性の要件については、単に複数というだけでは足りないという意味として理解すべきであり、共通性の要件については、責任原因を基礎付ける共通した事業者の行為が特定されているか否か、請求の特定の問題として事案によって判断する必要があると考えられる。また、これら多数性及び共通性の要件は、対象事案の類型化とは別の独立した要件として規律するのが適当と考えられる。

- ② さらに、一段階目の手続において審理の対象となる共通争点については、支配性の要件が必要であると考えられる。

なぜなら、通常の訴訟制度とは別に新たな訴訟制度を創設することからすれば、本制度を用いて実効的な被害救済が可能となるような事項が共通争点として確認されるべきであり、また、そうでなければ、特に本制度を設ける意義が欠けることになると考えられるほか、訴訟手続を二段階の手続に分けることとの関係においても、一段階目の手続において確定させる実益があるものに限る必要があるからである。

「共通争点の支配性の要件」の具体的内容をどのように考えるかについては、これまでの議論の中では、①二段階目の手続において、多数の消費

者の救済を簡易迅速に図れるようにするためには、事業者の行為の法的評価が請求権の存否等を判断するために十分な部分を占めていることが必要であるとの考え方と、②二段階目において一定程度慎重な審理を要する争点があるとしても、共通争点となる事業者の行為の法的評価を確認することに意味のある事案はあるので、重要な争点であるか、紛争解決に資する争点であればよいという考え方が示されている。

そこで、以下では、共通争点の支配性について、その具体的内容を検討するとともに、対象事案を類型化する際の考慮要素とすべきか、独立した要件として規律すべきかについて検討する。

## (2) 共通争点の支配性の具体的内容について

一段階目において、共通争点として、多数の消費者に共通する事業者の行為の評価、又は二段階目の手続に予定された請求の責任原因の有無を確認したとしても、二段階目の手続において個別の消費者の請求権の存否及び額を判断するためには、一段階目の手続で確認した事項のほか、①対象消費者該当性(因果関係や意思表示等の個々の消費者ごとに異なり得る責任原因に関連する事実も含む)、②損害や利得の存否及びその額について審理する必要がある。

これらの二段階目の手続で審理すべき事項が、二段階目の手続に加入した多数の消費者について、個々の消費者ごとに相当程度の審理が必要なものである場合には、多数の消費者の請求権を糾合することにより、かえって審理が非効率になり、消費者一人当たりの費用等の負担の軽減につながらないばかりか、全体として審理が長期化し、迅速な被害救済が困難になる。取り分け、二段階目における簡易な手続では、簡易迅速な手続で請求権の存否及び額について決定することを予定していることから、個々の消費者ごとに相当程度の審理が必要となる事案を処理することには困難を伴うと考えられる。

また、相手方事業者に対し、対象消費者の特定に必要な情報の提供等を求めるための制度を設けることを正当化するためには、一段階目の手続で事業者等の責任原因等が確認されていれば、二段階目の手続に加入した消費者のうち大半の者には何らかの請求権が認められる可能性が高いという関係になっている必要があるとも考えられるが、二段階目の手続に加入した多数の消費者について、個別に相当程度の審理を要するようでは、そのような関係にあるとはいえない。

よって、共通争点の支配性の要件としては、共通争点として確認された事項を前提として、個別の消費者の請求権の存否及び額を判断するに当たり、二段階目の手続に加入した多数の消費者について、個々の消費者ごとに相当

程度の審理が必要となることがない程度になっている状態をいうものと考えられるのではないか。

### (3) 共通争点の支配性を独立した要件として規律すべきか

共通争点の支配性を対象事案を類型化する際の考慮要素とし、共通争点の支配性がある事案のみを類型化しようとする、支配性の要件を欠く可能性がある事案が対象から除かれることになるため、対象となる事案が非常に限定されることになり、妥当でないと考えられる。

そこで、共通争点の支配性については、対象事案の類型化とは別に、本制度の対象とするための独立の要件として規律することとしてはどうか。

もっとも、支配性の要件を欠く事案が一般的に多いと考えられる類型については、要件を満たしているか否かの判断による審理の複雑化、長期化を避けるため、あらかじめ対象事案の類型として規定しないこととすべきと考えられる。

以上の点について、どのように考えるか。

## 2. 対象とすべき事案の類型

### (1) 類型化についての基本的な考え方

#### ① これまでの議論の整理

本制度は、最終的には消費者の請求権の存否等を判断することが目的であるので、類型化の方法としては、二段階目の手続において消費者が請求することのできる請求権を列挙することが考えられる。

類型化に当たっては、消費者紛争の特性を踏まえつつ、民事訴訟制度等の当該紛争の解決にとって優れている他の方法が存在するとはいえないようなものを類型化すべきである、一段階目の手続において、被告にとって係争利益がおおむね把握できるような事案を類型化すべきであるといった観点が示されていた。

#### ② 類型化の基準について

消費者が被告事業者と契約関係にある場合には、被告事業者において、対象消費者がどの程度存在するかをおおむね把握できることから、一段階目の手続で共通争点とすることのできる被告事業者の行為を、その行為によって消費者にどの程度の損害・損失が生じさせるものであるか見通すことができるものに限れば、係争利益がおおむね把握できるものと思われる。そこで、消費者と被告事業者が契約関係にある場合を中心としつつ、直接の契約関係がない場合であっても、被告事業者が契約締結過程に関与しているか、消費者が事業者に積極的に接触しているなどそれに類する場

合を制度の対象とすることとしてはどうか。

また、1.(3)で述べたように、共通争点の支配性についても、一般的に支配性の要件を欠く事案が多いと考えられる類型は、本制度の対象としないこととしてはどうか。

## (2) 対象とすべき事案の類型についてのこれまでの議論の整理

第10回専門調査会では、対象事案の類型化に当たり検討すべきものとして、以下の類型を挙げた。

- ・消費者契約の締結過程に関する問題
  - ①虚偽又は誇大な広告・表示
  - ②不当な勧誘
- ・消費者契約の内容に関する問題
  - ③契約条項の無効が問題となるもの
  - ④契約そのものの無効・違法
  - ⑤クーリングオフによる請求が可能か問題になるもの
- ・契約の履行過程に関する問題
  - ⑥法令で定める基準や契約で定める基準を満たしていない商品等や役務による債務不履行等
  - ⑦債務不履行・瑕疵担保を理由とする解除による請求
- ・その他
  - ⑧個人情報流出事案
  - ⑨有価証券報告書等の虚偽記載等に係る事案
  - ⑩製品事故・食中毒等

これらのうち、②について、同一の方法で勧誘したものであることを前提として、①から⑤については、対象事案とすることについてそれほど意見の相違が無かったものの、⑧、⑩については、対象にすべきという意見と対象にすべきでないという意見の両方が出され、⑨についてはあまり議論がなされなかったという状況にある。

そこで、以下では、個別の類型について、⑧、⑨、⑩を中心に検討をする。なお、契約の履行過程に関する問題のうち、⑧、⑩を除いて類型化したものが、⑥、⑦であるので、これらについて⑩と併せて検討することにする。

## (3) 類型別の検討

### ア 「⑧個人情報流出事案」について

事業者が消費者の個人情報を取得する場合としては、契約締結過程で取

得する場合もあるが、例えば、ある製品を購入した消費者が、当該製品の売買契約の相手方ではない製造業者に対し、ユーザー登録をするなどして個人情報を提供する場合のように、契約関係にない場合もある。

契約関係があればもちろんのこと、契約関係はなくても、上記のような例であれば、消費者と事業者が積極的に接触していると評価でき、事業者にとって対象となる消費者がどの程度存在するのかがおおむね把握できる。情報流出に伴う慰謝料の額については、個々人によって異なるとも考えられるが、類型的な判断に比較的になじむことから、係争利益はおおむね把握できると考えられる。

また、個人情報流出事案は、事業者の一つの行為により多数の消費者に被害が生じているというものであり、被害を生じさせた行為の違法性を共通争点として設定することができることから、本制度によって実効的に被害救済を図ることができる事案であると考えられる。

以上を踏まえ、個人情報流出事案を本制度の対象として規定する方向で検討してはどうか。

#### イ 「⑨有価証券報告書等の虚偽記載等に係る事案」について

金商法第 21 条の 2 に基づく損害賠償請求については、多数の消費者について統一的な方法で損害が算定し得るものであるし、発行証券数は明らかである以上、事業者において、係争利益を把握することができる。

また、有価証券報告書等の記載が「重要な事項について虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実の記載が欠けている」か否かは、多数の消費者との関係で共通して判断することができるし、損害の算定についても、統一的な方法で損害が算定し得る場合には、個々の消費者ごとに相当程度の審理が必要となるとはいえないので、一般的に支配性の要件を欠くとまではいえないと考えられる。

そこで、対象事案とする方向で検討してはどうか。

#### ウ 「⑩製品事故・食中毒等」について

製品事故・食中毒等については、人の死亡・傷害あるいは火災等、損害が製品等以外に生じている場合が想定されるが、売買等の契約の相手方となっている事業者に対して、債務不履行、瑕疵担保による損害賠償請求をする場合と、契約関係にない製造業者等に不法行為や製造物責任法による損害賠償請求をする場合がある。

仮に、設計や製造工程等に問題があり、事業者の行為の違法性や製品の欠陥について共通して判断できるという場合であっても、どのような事故及び損害が発生するかについては、消費者の使用状況、消費者側の素因、

自然環境等によって異なるため、事業者において、消費者にどのような損害を与えているかを見通すことは困難である。この点は、契約関係にあるか否かとは無関係に、一般的に係争利益を把握することが困難であると思われることから、対象事案とすることは適切でないと考えられる。

また、事故の発生及び損害の額については、二段階目の手続に加入した多数の消費者について、個々の消費者ごとに相当程度の審理が必要と考えられ、支配性の要件を欠くことが多いと考えられるため、本制度の対象とすることは、慎重に検討すべきあると考えられるがどうか。

エ 「⑥法令で定める基準や契約で定める基準を満たしていない商品等や役務による債務不履行等」、「⑦債務不履行・瑕疵担保を理由とする解除による請求」について

債務不履行、瑕疵担保による損害賠償請求については、人の死亡・傷害あるいは火災等、損害が製品等以外に生じている場合だけでなく、製品等や役務が通常有すべき効能を満たしていない場合や、事故は発生していないものの製品が通常有すべき安全性を欠いている場合など、その製品・サービスについてのみ損害が生じている場合があり得る。このような場合は、その損害は基本的には代金相当額に限られると考えられることから、契約関係にある場合を想定すれば、事業者において係争利益をおおむね把握することができると考えられる。

また、履行態様に共通性が認められる場合には、商品・役務を購入している消費者は、異なる履行態様により履行を受けることは少ないと考えられるので、ある消費者が当該債務不履行を受けたか否かについては比較的容易に判断できると思われ、支配性の要件が欠けることが多い類型であるとまではいえないと考えられる。

そこで、製品事故や食中毒等の事案は除くとしても、契約の目的について生じた損害に限るなど、債務不履行、瑕疵担保による損害賠償請求について、上記ウの事案と明確な形で切り分けることが可能であれば、本制度の対象として規定する方向で検討してはどうか。

また、債務不履行又は瑕疵担保を理由とする解除に伴う不当利得の返還を求める事案は、一般的に代金相当額の返還を求めることとなるから、事業者において係争利益をおおむね把握することができると考えられる。また、履行態様に共通性が認められる事案であれば、一般的に支配性の要件を欠くとまではいえないと考えられる。

以上を踏まえ、製品事故及び食中毒等以外の債務不履行、瑕疵担保の事案については、本制度の対象として規定する方向で検討してはどうか。

#### (4) 対象事案の整理

第 10 回専門調査会での審理及び以上の検討を踏まえると、対象とすべき事案の類型としては、多数の消費者の有する以下のような請求権が考えられる（製品事故や食中毒等の事案については、対象事案の類型から除かれるべきと考えられる。）。なお、第 10 回の専門調査会で挙げた類型については、「その他」として挙げたものを中心に、位置付けを整理し直している。

##### ア 虚偽又は誇大な広告・表示

- ・ 契約を締結する場合に関して、虚偽又は誇大な広告・表示をしたことによる不法行為に基づく損害賠償請求権（例：民法第 709 条、虚偽記載のある目論見書等を使用した者に対する金商法第 17 条の損害賠償請求権、虚偽記載のある有価証券届出書の届出者に対する金商法 18 条の損害賠償請求権、虚偽記載のある有価証券報告書等の提出者に対する金商法第 21 条の 2 の損害賠償請求権など）。
- ・ 虚偽又は誇大な広告・表示をしたことによる契約の申込み又は承諾の意思表示の取消しを理由とする不当利得返還請求権（例：詐欺取消しなど）

##### イ 不当勧誘（不特定多数の者に対して同一の方法で勧誘をした事案であることが前提となる。）

- ・ 契約を締結する場合に関して、同一の方法で消費者に対して勧誘したことによる不法行為に基づく損害賠償請求権（例：民法第 709 条、金融商品販売業者等に対する金融商品販売法第 5 条の損害賠償請求権、商品先物取引業者に対する商品先物取引法第 218 条第 4 項の損害賠償請求権、届出書の効力発生前、目論見書不交付で募集等をした者に対する金商法第 16 条の損害賠償請求権など）
- ・ 同一の方法で消費者に対して勧誘したことによる契約の申込み又は承諾の意思表示の取消しを理由とする不当利得返還請求権（例：詐欺取消し、消費者契約法上の取消しなど）
- ・ 特別法上に定める契約の申込みの撤回又は契約の解除を理由とする不当利得返還請求権（例：クーリングオフ、特商法に定める中途解約、過量販売解除など）

##### ウ 契約条項の無効

- ・ 契約条項の無効を理由とした不当利得返還請求（例：民法第 90 条、消費者契約法第 9 条及び特別法による損害賠償の予定等の条項の無効、クーリングオフや解除を認めない条項の無効など）
- ・ 契約条項の無効を理由とした契約上の履行請求、債務不履行、瑕疵

担保、不法行為による損害賠償請求権（例：消費者契約法第8条による消費者の請求権を制限する条項の無効など）

エ 契約条項の解釈

- ・特定の契約条項が適用されないことを理由とした不当利得返還請求権
- ・特定の契約条項が適用されないことを理由とした契約上の履行請求、債務不履行、瑕疵担保及び不法行為による損害賠償請求権

オ 契約内容による契約の無効・違法

- ・契約自体の無効を理由とした不当利得返還請求（例：民法第90条、金商法第171条の2など）
- ・契約の内容の違法性を理由とした不法行為による損害賠償請求権

カ 事業者の提供する商品・役務の品質（多数の商品等に同一の瑕疵が存在する事案や、同一の履行態様の事案であることが前提となる。）

- ・同一の履行態様による契約の債務不履行解除、瑕疵担保解除を理由とした不当利得返還請求権
- ・同一の履行態様による債務不履行、瑕疵担保を理由とした損害賠償請求権。ただし、契約の目的について生じた損害に限る（例：債務不履行を理由に売買代金相当額の損害賠償を求めるものなど）。
- ・消費者から取得した個人情報の流出に関する債務不履行、不法行為に基づく損害賠償請求権



## 第2 被告について

### 1. 想定される直接被害を生じさせた事業者以外の者について

(1) 一般的に、消費者被害の救済のために提起される訴訟において被告とされる者には、直接被害を生じさせた事業者のほかに、以下のような者が考えられる。

- ① 役員等が第三者に対して責任を負う場合（例：会社法第429条等による役員等に対する損害賠償請求、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第117条等による役員等に対する損害賠償請求など）
- ② 事業者の構成員等が事業者と同様の責任を負う場合（例：会社法第580条等による合名会社や合資会社の社員に対する請求、民法第675条による民法上の組合に対する請求など）
- ③ 事業者が他の事業者の行為について責任を負う場合（例：商法第14条によるいわゆる名板貸人に対する請求、法人格否認の法理が適用される場合の本人に対する請求など）

(2) 上記のうち、①の役員等や②の事業者の構成員等は、自らの事業を行っているわけではないので、形式的には事業者にあたらないと考えられる。もっとも、③については、他の事業者の違法行為について責任を負う場合であるが、責任を負う者も何らかの事業を行っているため、事業者に当たると考えられる。そこで、以下では、①、②の場合を念頭において検討する。

### 2. 直接被害を生じさせた事業者以外の者を被告とする必要性

直接被害を生じさせた事業者に資力がない場合などには、被害救済の実効性確保のために、役員等の責任を追及せざるを得ないことがある。取り分け、契約内容による契約の無効・違法が問題になる事案ではその必要性が高く、専ら虚偽又は誇大な広告・表示や不当勧誘を繰り返している事業者に関しては、事業者以外の者を被告としなければ、被害救済が図れないといことが多い。

また、当該役員等や事業者の構成員等は、違法行為により報酬や配当の形で何らかの利益を得ているのが通常であるところ、少なくとも法律上責任を負う場合には、責任追及を実効化することが必要と考えられる。

### 3. 直接被害を生じさせた事業者以外の者を被告とした場合の問題点

(1) 本制度は、集団的消費者被害の救済のために検討をしているものであるところ、一般的に消費者紛争について特別な規律を設ける場合には、消費者紛争を消費者と事業者との紛争と捉えてきているものである。このことから

すれば、本制度の対象は、消費者と事業者との紛争に限られるべきとも考えられる。

もつとも、通常の民事訴訟においては、事業者のみならず、法人である事業者の役員等や事業者の構成員等について被告とすることは何ら妨げられず、今回の制度において、あらかじめ被告とすることを排除する必要はないとも考えられる。

(2) 直接被害を生じさせた事業者以外の者を被告とすることを認めると、濫訴のおそれがあるとの指摘があるが、本制度は、一段階目の手続追行主体を適格消費者団体に限ることとしているから、濫用的に訴えが提起されることは想定し難い。

他方、直接被害を生じさせた事業者に対する責任追及と、それ以外の者に対する責任追及とでは要件が異なるほか、被告が多数となりその者の地位や立場によっても責任が異なることがあるため、両者を併合して審理しようとする、直接被害を生じさせた事業者のみを被告とした場合と比較して、審理が複雑化、長期化し、消費者の救済が遅れる面もあるとの指摘がある。

(3) 以上の点についてどのように考えるか。

## 第3 適格消費者団体の報酬及び費用について

### 1. 基本的な考え方

新たな訴訟制度において適格消費者団体が遂行すべき業務は、一段階目及び二段階目の手続における事案の分析・検討、主張・立証、和解交渉、対象消費者との連絡・意思確認、相手方事業者からの金員の受領、対象消費者への支払など広範囲に及び、現行の差止請求関係業務に比べて事務作業量が飛躍的に増大することとなる。

これらの業務を遂行する上で、人件費その他の一定の支出が不可避免的に生ずるところ、適格消費者団体が、合理的な範囲内でこれを回収することができるよう手当てをすることが、本制度の持続性を保つ上で必要不可欠であると考えられる。

### 2. 費用について

適格消費者団体と二段階目の手続で授権をした対象消費者との関係は、基本的には、委任ないし準委任契約の関係にあると解されるところ、当該委任ないし準委任契約に基づき、適格消費者団体は、対象消費者に対し、事務処理上必要と判断して支出した費用について、前払請求（民法第649条）、償還請求（同法第650条第1項）をすることができる。

本制度に係る業務を遂行する上で生ずる支出としては様々なものが考えられるが（参考1）、そのうち、訴訟費用（印紙代、郵券代、証人の旅費日当等）、訴訟代理人たる弁護士に支払うべき報酬及び費用、当該団体と対象消費者等との間の通信費、交通費等については、委任又は準委任契約上の事務処理費用として、適格消費者団体は対象消費者に対し、前払請求及び費用償還請求の範囲内に含まれる限りで請求することができると考えられる。

### 3. 報酬について

#### （1）問題の所在

適格消費者団体は、上記の委任又は準委任契約上の事務処理費用以外にも、本制度に係る業務に従事する者に関する人件費等、一定の支出が不可避であるところ、制度の持続性を保つ観点から、適格消費者団体が、合理的な範囲内で業務の対価たる報酬を受けられることができることについて検討する必要がある。

#### （2）弁護士法第72条との関係

適格消費者団体の業務は、前述のとおり、事案の分析・検討、主張・立証、

和解交渉など広範囲に及ぶものであるが、これらの業務は弁護士法第 72 条にいう「法律事務」に該当すると解されるため、報酬を得て当該業務を行うとすると、同条との関係が問題となる。

弁護士法第 72 条の趣旨は、質の低い又は質の悪い代理人によって依頼者が不利益を受けるおそれ、及び、三百代言人などの跳梁を招いて、不公正、不健全な紛争解決方式を助長し、これらの者が事件を殊更に混乱させたり、相手方はじめ一般人の法律的無知に乗じて不当な利益を得たりするおそれといった弊害を防止することにある（参考 2）ところ、かかる弊害を防止するための規定を設けることで、その例外を認めることができるのではないか。

そこで、適格消費者団体については、現行法上、以下のような規定が設けられているところ、適格消費者団体に係る規律が、上記弊害防止のために十分か否かという観点から検討する。

- ① 不特定かつ多数の消費者の利益を擁護するために差止請求権を行使するという重要な役割を担うに必要な適格性を認めるための内閣総理大臣による認定の基準（消費者契約法第 13 条第 3 項、同第 4 項）及び欠格事由（同第 5 項）を定める規定
- ② 検討部門に専門委員として弁護士、司法書士又は大学教授等がいなければならないとする規定（同法第 13 条第 3 項第 5 号、同法施行規則第 5 条）
- ③ 書類の備置き・閲覧その他の情報公開に関する規定（同法第 15 条、同第 16 条）
- ④ ①の認定の有効期間並びに更新を定める規定（同法第 17 条）
- ⑤ 秘密保持義務等行為規範・責務規定（同法第 23 条ないし第 29 条）
- ⑥ 行政による監督（同法第 30 条ないし第 35 条）に関する規定
- ⑦ 罰則規定（同法第 49 条ないし同第 53 条）

さらに、本制度との関係では、

- ⑧ 新たに加わる業務との関係で、一段階目及び二段階目の手続追行に関連して知り得た情報の適切な管理及び目的外使用の禁止、対象消費者に対する適切な連絡及び意思確認、対象消費者及び相手方事業者等との金銭授受及び適切な管理等に係る責務規定・行為規範を付加することが想定されている。

以上に鑑みると、現行の適格消費者団体であっても、弁護士法第 72 条の規定の趣旨を潜脱することはないとも考えられるが、②において、弁護士が必置とまではなっていないことを踏まえ、弁護士を理事（又は専門委員）として必置とすることとするなどして弁護士の実質的な関与を強めてその責任を明確化し、弁護士法第 72 条の趣旨を損なわないよう手当てをすることによって、

報酬の支払を受けられるようにすることが考えられるのではないか（別紙参照）。

#### 4. 報酬及び費用に関する規律

##### （1）基本的な考え方

適格消費者団体と対象消費者との関係は、委任又は準委任契約関係にあると解され、その報酬の額及び費用について消費者に請求できる範囲は、基本的には、当事者間の合意により決められると考えられる。

しかしながら、合意のみに委ねるとした場合、不相当に高額な報酬の請求がされることにより対象消費者の回収分が圧迫され、最終的な対象消費者の被害回復が十分に図られないおそれがある。

そのため、当該請求が適正なものであることを確保する規律が合わせて必要になると考えられる。

##### （2）規律の在り方

基準を法定することも考え得るところであるが、委任又は準委任契約における報酬の額及び費用について消費者に請求できる範囲は、基本的に当事者間の合意で決められるべき性質のものであることから、当該合意内容が適正なものとされるような環境を整備しつつ、一定の範囲内で行政が監督をする規律とすることが適当と考えられる。

具体的には、①本制度に係る新たな認定を受けるための要件として、報酬及び費用に関する基準（額、算定方法、支払方法その他）を定めており、それが不相当でないものでなければならないこととし、②適格消費者団体は、報酬の額及び費用について消費者に請求できる範囲に係る当該基準を適格消費者団体の事務所において見やすいように掲示するなどして公表しなければならないとし、③対象消費者から授権を受けるに先立ち、対象消費者に対し、報酬及び費用に係る事項を説明しなければならないこととすることが考えられるのではないか（参考3、参考4）。

## (参考 1) 本制度に係る業務を遂行する上で生ずる支出について

本制度に係る業務を遂行する上で生ずる支出について、委任又は準委任契約上の費用又は報酬との関係を整理すると、おおむね以下のように考えられる。

なお、委任または準委任契約における「費用」とは、受任者が相当の注意をもって事務処理上必要と判断して支出した費用であって、結果的に委任者にとって必要であったか否か、また、委任者にとって効果が残ったか否かは問わないと解されている（大審院昭和2年1月26日判決。「新・判例コンメンタール民法8契約（3）」（三省堂）117頁）。また、「報酬」とは、一定の事務を処理するための統一的な労務に対する対価（我妻栄『債権各論中巻二（民法講義V3）』（岩波書店）532頁参考）と解されている。

### ○ 費用

#### ・ 訴訟費用

- － 申立て手数料（民事訴訟費用等に関する法律第2条第1号）
- － 証人・鑑定人の旅費、日当、宿泊料（同法第11条）
- － 郵便による送達の場合の郵便料金（ 〃 ）
- － 当事者等が期日に出頭するための旅費等（同法第2条第4号）
- － 訴状その他の書面の書記料（同法第2条第6号）

#### ・ 委任事務処理費用

- － 訴訟代理人に対する報酬及び費用
- － 検討部門会開催費用（会場費等）
- － 事務経費（コピー費、消耗品費）
- － 通信費
- － 交通費

### ○ 報酬

#### ・ 団体への報酬

- － 本制度に係る業務に従事する者に関する人件費等

### ○ 民法（明治二十九年法律第八十九号）

（受任者による費用の前払請求）

第六百四十九条 委任事務を処理するについて費用を要するときは、委任者は、受任者の請求により、その前払をしなければならない。

（受任者による費用等の償還請求等）

第六百五十条 受任者は、委任事務を処理するのに必要と認められる費用を支出したとき

は、委任者に対し、その費用及び支出の日以後におけるその利息の償還を請求することができる。

- 2 受任者は、委任事務を処理するのに必要と認められる債務を負担したときは、委任者に対し、自己に代わってその弁済をすることを請求することができる。この場合において、その債務が弁済期にないときは、委任者に対し、相当の担保を供させることができる。
- 3 受任者は、委任事務を処理するため自己に過失なく損害を受けたときは、委任者に対し、その賠償を請求することができる。

## (参考2) 弁護士法第72条の趣旨

### ○ 最高裁昭和46年7月14日大法廷判決（刑集25巻5号690頁）

「弁護士は、基本的人権の擁護と社会正義の実現を使命とし、広く法律事務を行うことをその職務とする者であって、そのために弁護士法には厳格な資格要件が設けられ、かつ、その職務の誠実適正な遂行のため必要な規律に服すべきものとされるなど諸般の措置が講ぜられているのであるが、世上にはこのような資格もなく、なんらの規律にも服しない者が、自らの利益のため、みだりに他人の法律事件に介入することを業とするような例もないではなく、これを放置するときは、当事者その他の関係人らの利益を損ね、法律生活の公正かつ円滑ないとなみを妨げ、ひいては法律秩序を害することになるので、同法72条はかかる行為を禁圧するために設けられたもの」（最高裁昭和46年7月14日大法廷判決）

### ○ 新堂幸司「民事訴訟法学の展開」（有斐閣）241頁、242頁

「いわゆる非弁活動を取り締まる目的は、むしろ弁護士制度の確立のためであるといえるが、なにゆえ法律事件の取扱業務を弁護士に独占させるのかといえは、前期最高裁判決文からもうかがえるように、第一には、質の低いまたは質の悪い代理人によって依頼者が不利益を受けることを防止することであり、第二には、三百代言人など跳梁を招いて、不公正、不健全な紛争解決方式を助長したりしないようにし、かつまた、これらの者が事件をことさらに混乱させたり、相手方はじめ一般人の法律的無知に乗じて不当な利益を得たりすることのないようにするためといえよう。」



(参考3) 弁護士法第72条に関する認証ADRの規律

○「司法制度改革概説7 裁判外紛争解決促進法」167頁、168頁

「2. (中略) 本法は、認証を受けることのできる者は、弁護士又は弁護士法人に限られてはならず(第5条参照)、認証を受けた業務にかかる手続においては弁護士でないものが手続実施者となることができる(第6条第5号)とともに、他方、認証紛争解決事業者及び手続実施者は、報酬を受けることができる(第28条)。

このように、本法では、弁護士又は弁護士法人でない者が認証を受け、認証紛争解決事業者として報酬を受けて法律事務である民間紛争解決手続を業として行うことが前提とされており、これらの仕組みに照らしますと、認証を受けた紛争解決手続の業務は、弁護士法第72条の例外となるものと考えられます。

3. なお、このような例外が認められるためには、認証紛争解決事業者の業務の適正が確保されなければなりません。そのため、本法では、次のような規定が設けられています。

① 民間紛争解決手続を公正かつ適正に行うに必要な適格性を認めるための認証の基準及び欠格事由を定める規定の設定(第6条、第7条)

特に、手続実施者が弁護士でない場合の適正性担保措置(第6条第5号)及び認証紛争解決事業者が支払いを受ける報酬の相当性(同条第15号)

② 業務規制及び監督に関する規定(第14条、第15条及び第20条から第23条まで)

③ 罰則規定(第5章)」

#### (参考4) 認証ADRにおける報酬又は費用に関する規則の例

(愛知県弁護士会紛争解決センター <http://www.aiben.jp/page/assen/codes.html#4>)

##### ○ あっせん・仲裁手続規則

(手続の説明)

第18条 紛争解決センターは、あっせん・仲裁の申立てをしようとする者に対しては次条の申立ての受理に先立ち、相手方に対しては第33条第2項若しくは第43条第2項の通知とともに、次に掲げる事項について、これを記載した書面を交付し、又は、これを記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）を提供して説明する。

一 (略)

二 当事者が支払う報酬又は費用に関する事項

三～七 (略)

2～4 (略)

##### ○ あっせん・仲裁手数料規則

(あっせん・仲裁手数料の種類)

第1条 あっせん・仲裁手数料は、申立手数料、利害関係人の参加手数料、成立手数料及びその他の諸費用とする。

(申立手数料)

第2条 申立人は、愛知県弁護士会紛争解決センター（以下「紛争解決センター」という。）に対し、あっせん・仲裁申立てに際し、申立手数料として金1万円を持参又は送金により納付する。

2 紛争解決センターは、特別の事情がある場合は、前項の申立手数料を減免することができる。減免の基準は、別に定める細則による。

3 紛争解決センターは、受領した申立手数料を返還しない。ただし、次の各号に掲げる場合は、当該各号に定める金額を返還する。

一 紛争解決センターが第1項の申立手数料を受領した後に前項の規定により減額したときはその額

二 相手方があっせん・仲裁期日に1回も出席しないままあっせん・仲裁手続が取下げ又は終了宣言により終了したときは、申立手数料の2分の1に相当する金額

三 紛争解決センターがあっせん・仲裁申立ての受理を取り消したときは、申立手数料の全額

(成立手数料)

第3条 申立人及び相手方は、和解契約が成立した場合又は仲裁判断がなされた場合には、紛争解決センターに対し、和解契約書又は仲裁判断書に解決額として示された経済的利益の額を紛争の価格として、これに次の基準により算定した成立手数料（千円未満の端数は切捨て）を、本条第4項の規定により定める負担割合により共同して納付する。

- |   |                    |                 |
|---|--------------------|-----------------|
| 一 | 100万円以下の場合         | 8%              |
| 二 | 100万円を超え200万円以下の場合 | 5%に3万円を加えた額     |
| 三 | 200万円を超え500万円以下の場合 | 3%に7万円を加えた額     |
| 四 | 500万円を超え五千万円以下の場合  | 2%に12万円を加えた額    |
| 五 | 5000万円を超え一億円以下の場合  | 1%に62万円を加えた額    |
| 六 | 1億円を超える場合          | 0.5%に112万円を加えた額 |

2 前項の場合において、紛争の価格を算定することが困難なときは、あっせん・仲裁人が具体的事案の内容を勘案し、50万円、100万円、300万円又は500万円のいずれかに定める。

3 前2項の場合において、紛争解決センターは、特別の事情があるときは、あっせん・仲裁人の意見に基づき、成立手数料を減免することができる。減免の基準は、別に定める細則による。

4 あっせん・仲裁人は、和解成立時又は仲裁判断時に成立手数料に関する当事者間の負担割合及び額を定めて、これを両当事者に告知し、和解契約書又は仲裁判断書に記載する。

5 成立手数料は、和解契約書又は仲裁判断書の送達前に持参又は送金により納付する。

(その他の諸費用)

第4条 あっせん・仲裁の審理に要する鑑定費用、証人日当、現場検証のためのあっせん・仲裁人旅費日当、通訳人費用その他の諸費用については、紛争解決センターがあっせん・仲裁人の意見を聴いて各当事者間の負担割合及び負担額を定め、各当事者はそれに従って紛争解決センターへ持参又は送金により納付する。

2 前項の費用は、別に定める細則により決定する。

(利害関係人に対する準用)

第5条 紛争解決センターはあっせん手続又は仲裁手続に参加した利害関係人に対し、あっせん・仲裁人の意見を聴いて、参加手数料及び成立手数料等の全部又は一部の納付を求めることができる。

2 前項の参加手数料及び成立手数料等については、第2条から前条までの規定を準用する。

(消費税)

第6条 本手数料規則に定める額は、消費税法（昭和63年法律第108号）に基づき紛争解決センターの役務に対して課せられる消費税の額を含まない。

- 2 当事者は、本手数料規則に定める申立手数料、参加手数料、成立手数料を支払う際には、消費税に相当する額を加算して支払うものとする。

## ○ あっせん・仲裁人報酬規則

(成立報酬)

第1条 あっせん・仲裁人が和解を成立させた場合及び仲裁判断を行った場合、愛知県弁護士会紛争解決センター（以下「紛争解決センター」という。）は、あっせん・仲裁人に対し、成立報酬として8万円を支払う。ただし、申立額が50万円以下の少額事件の成立報酬は5万円とする。

- 2 紛争解決センターは、あっせん・仲裁人から前項の報酬額が不相当である旨の請求があった場合、事案、難易度、審理回数等を勘案して報酬額を増額することができる。

(期日日当補償)

第2条 あっせん・仲裁事件が和解成立又は仲裁判断に至らずに終了した場合は、紛争解決センターは、あっせん・仲裁人に対し、期日日当補償金を支払う。

- 2 期日日当補償は、一期日（相手方が出頭しない等の理由により期日が開催されなかった場合において、あっせん・仲裁人が待機したときを含む。）につき1万円とする。ただし、総額8万円を限度額とする。

- 3 あっせん・仲裁事件が、あっせん・仲裁人の努力にもかかわらず、第1回期日の前までに取下げ又は終了宣言により終了した場合は、紛争解決センターは、あっせん・仲裁人に対し、期日日当補償に準じて、五千円を支払う。

(専門委員の報酬)

第3条 専門委員の報酬は、あっせん・仲裁事件の終了後、あっせん・仲裁人の意見を聴いて、別に定める細則に従って紛争解決センターが定め、支払う。

(通訳人の報酬)

第4条 通訳人の報酬は、別に定める細則に従って支払う。

(旅費日当等)

第5条 紛争解決センターは、あっせん・仲裁人、専門委員及び通訳人に対し、別に定める細則に従って旅費日当等の実費を支払う。